

市民委員会資料②

陳情第67号 「慰安婦」問題について国が誠実な対応をすることを求めるために川崎市議会で意見書を採択し、政府に提出することを求める陳情

資料1 慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話
(平成5年8月4日)

資料2 慰安婦問題に対する日本政府のこれまでの施策
(平成23年8月)

資料3 日韓首脳会談(概要)

市民・こども局

(平成24年8月1日)

慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話

平成 5 年 8 月 4 日

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年 12 月より、調査を進めて来たが、今般その結果がまとまったので発表することとした。

今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかんを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考えます。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。

なお、本問題については、本邦において訴訟が提起されており、また、国際的にも関心が寄せられており、政府としても、今後とも、民間の研究を含め、十分に関心を払って参りたい。

慰安婦問題に対する日本政府のこれまでの施策

平成23年8月

日本政府は、慰安婦問題に関して、平成3年（1991年）12月以降、全力を挙げて調査を行い、平成4年（1992年）7月、平成5年（1993年）8月の2度にわたり調査結果を発表、資料を公表し、内閣官房において閲覧に供している。また、平成5年（1993年）の調査結果発表の際に表明した河野洋平官房長官談話において、この問題は当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとして、心からのお詫びと反省の気持ちを表明し、以後、日本政府は機会あるごとに元慰安婦の方々に対するお詫びと反省の気持ちを表明している。

慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることから、日本政府及び国民のお詫びと反省の気持ちを如何なる形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果、平成7年（1995年）7月19日、元慰安婦の方々に対する償いの事業などを行うことを目的に財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（略称：「アジア女性基金」）が設立された。日本政府としても、この問題に対する道義的な責任を果すという観点から、同年8月、アジア女性基金の事業に対して必要な協力を行うとの閣議了解を行い、アジア女性基金が所期の目的を達成できるように、その運営経費の全額を負担し、募金活動に全面的に協力するとともに、その事業に必要な資金を拠出する（アジア女性基金設立以降平成17年度末まで、約48億円を支出）等アジア女性基金事業の推進に最大限の協力を行ってきた。なお、基金は平成17年1月の時点で、インドネシア事業が終了する平成18年度をもって解散するとの方針発表を行っていたこともあり、右インドネシア事業が終了したことを受けて、平成19年3月6日解散発表し、平成18年度をもって解散した。

1. アジア女性基金への協力

日本政府はアジア女性基金と協力し、慰安婦問題に関連して各国毎の実情に応じた施策を行ってきた。アジア女性基金の事業は着実に進展し、フィリピン、韓国、台湾における償い事業は平成14年9月までに終了している。なお、事業

を受け取られた元慰安婦の方からは感謝の声が寄せられている。また、アジア女性基金は、オランダ及びインドネシアにおいてもそれぞれ国情に応じた事業を実施しており、オランダにおける事業は平成 13（2001）年 7 月に、また、インドネシアにおける事業は平成 19 年 3 月にそれぞれ成功裏に終了した。

（1）フィリピン、韓国、台湾

アジア女性基金は、各国の政府等が元慰安婦の認定を行っているフィリピン、韓国、台湾においては、既に高齢である元慰安婦個々人の意思を尊重し、事業受け入れの意思を表す方に対して事業を実施するとの基本方針の下、元慰安婦の方々に対し、国民の募金を原資とし日本国民の償いの気持ちを表す「償い金」をお届けするとともに、日本政府からの拠出金を原資とし元慰安婦の方々の医療・福祉分野の向上を図ることを目的とする医療・福祉支援事業を実施した。その際、日本政府を代表し、この問題に改めてお詫びと反省の気持ちを表す内閣総理大臣の手紙が元慰安婦の方々に届けられた。これらの国・地域における事業は平成 14 年（2002 年）9 月末に終了した。事業内容については以下のとおり。

（ア）総理の手紙

日本政府は、これまで様々な機会に、慰安婦問題について、お詫びと反省の気持ちを表明してきたが、以下（イ）、（ウ）のアジア女性基金の事業が行われる際に、この問題に関し、総理が日本政府を代表して、改めて心からのお詫びと反省の気持ちを表す手紙を直接元慰安婦の方々にお届けしてきた。

（イ）国民的な償いの事業

日本政府は、慰安婦問題について、国民の啓発と理解を求める活動を行い、アジア女性基金が行ってきた国民的な償いを行うための民間からの募金活動に最大限協力してきた。

その結果、アジア女性基金は、国民個人、民間企業、労働団体さらには、政党、閣僚などからの共感を得て、基本財産への寄附を含め、総額約 6 億円の募金が集まった。

アジア女性基金は、それらの募金を原資とし、平成 8 年（1996 年）7 月、韓国、フィリピン、そして台湾における元慰安婦の方々に対して、一人当たり 200 万円の「償い金」をお渡しすることを決定した。

上記「償い金」をお渡しするに際しては、総理の手紙とともに償いの事業の趣旨を明らかにしたアジア女性基金理事長の手紙及び国民から寄せられたメッセージを併せて届けた。

(ウ) 政府資金による医療・福祉支援事業

日本政府は、道義的責任を果す事業の一つとして、韓国、フィリピン、台湾における元慰安婦の方々に対するアジア女性基金による医療・福祉支援事業に対して、5年間で総額約7億円規模（最終的な事業実施総額は5億1200万円）の財政支出を行うこととした。本事業の内容は、例えば、(a) 住宅改善、(b) 介護サービス、(c) 医療、医薬品補助等であるが、元慰安婦の方々の置かれている実情に沿うものとすべく、相手国政府、さらには関係団体等とも協議の上で実施してきた。

(2) インドネシア

日本政府は、アジア女性基金とともに、日本国民の償いの気持ちを表すためにインドネシアにおいてどのような事業を行うのが最もふさわしいかにつき検討してきたが、インドネシア政府が、元慰安婦の特定が困難である等としていることから、元慰安婦個人を対象とした事業ではなく、同国政府から提案のあった高齢者社会福祉推進事業（保健・社会福祉省の運営する老人ホームに付属して、身寄りのない高齢者で病気や障害により働くことの出来ない方を収容する施設の整備事業）に対し、日本政府からの拠出金を原資として、10年間で総額3億8千万円規模（最終的な事業実施総額は3億6700万円）の支援を行うこととし、平成9年（1997年）3月25日にアジア女性基金とインドネシア政府との間で覚書が交わされた。

なお、同施設への入居者については、元慰安婦と名乗り出ている方や女性が優先されることとなっており、また、施設の設置も、元慰安婦が多く存在したとされる地域に重点的に設置されることとなっている。最終的には69カ所の高齢者福祉施設が完成し、最終年度には、元慰安婦14人が入居する施設も建てられた。

(3) オランダ

オランダにおいては元慰安婦の方々の認定が行われていないことを踏まえ、日本政府は、アジア女性基金とともに、日本国民の償いの気持ちを表すために

如何なる事業を行うのがふさわしいかにつきオランダ側の関係者と協議しつつ検討してきた。その結果、平成 10 年（1998 年）7 月 15 日、アジア女性基金とオランダ事業実施委員会との間で覚書が交わされ、慰安婦問題に関し、先の大戦中心身にわたり癒しがたい傷を受けた方々の生活状況の改善を支援するための事業を同委員会が実施することとなった。

アジア女性基金は、この覚書に基づき、日本政府からの拠出金を原資として、同委員会に対し 3 年間で総額 2 億 5500 万円規模（最終的な実施総額は 2 億 4500 万円）の財政的支援を行うこととし、同委員会は 79 名の方に事業を実施した。この事業は、平成 13 年（2001 年）7 月 14 日、成功裏に終了した。

（4）歴史の教訓とする事業

アジア女性基金は、このような問題が二度と繰り返されることのないよう歴史の教訓として未来に引き継いでいくべく、日本政府と協力しつつ、慰安婦問題に関連する資料の収集・整理等を積極的に行ってきた。

2. 女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題への積極的な取り組み

日本政府は、女性に対する暴力などの今日なお存在する女性問題を解決すべく積極的に取り組んでいくことも、将来に向けた日本の責任であると考えており、アジア女性基金が行っている今日的な女性問題の解決に向けた諸活動に政府の資金を拠出する等の協力を行ってきた。

アジア女性基金は、このような活動として既にこれまでも、以下のような事業などにも積極的に取り組んできた。今日的な女性問題に関する国際的な相互理解の増進という観点からも、このような活動は大きな意義がある。

（1）今日的な女性問題をテーマとする国際フォーラムの開催。

（2）今日的な女性問題に取り組む NGO が行う広報活動の支援。

（3）女性に対する暴力など今日的な女性問題の実態や原因究明及びその予防についての調査研究事業。

（4）このような問題に悩む女性へのカウンセリング事業及び効果的なカウンセリングを行うためのメンタルケア技術の研究、開発事業。

3.国連人権フォーラムでの議論

我が国の慰安婦問題に対する以上のような取り組みは、平成9年（1997年）8月、国連人権委員会の下部機関である差別防止・少数者保護小委員会において、本問題の解決に向けてこれまでなされた「前向きの措置（positive steps）」であると評価する趣旨の決議がなされている。更に、平成10年（1998年）のクマラスワミ報告書も、我が国の慰安婦問題に対する取り組みを「歓迎すべき努力（welcome efforts）」と評価しており、我が方としては、本問題に関する我が国のこれまでの取り組みに対し、国際社会が一定の理解を示していると考えている。今日的な女性問題に関する国際的な相互理解の増進という観点からも、このような活動には大きな意義がある。

（以上）

日韓首脳会談（概要）

資料 3

（出典：外務省HP）

月 日	場 所	日 韓 関 係 に つ い て の 内 容
平成23年 10月19日	韓国 (ソウル)	(1) 今回の訪韓は、野田総理にとって総理大臣としては初めての二国間会談のための外国訪問。本会談では、最初の少人数会合で、両首脳は、日韓両国は基本的価値を共有しているのみならず、政治家としての信念を共有していることをお互い確認し、二人の首脳の間から信頼感をもったやりとりから始まるという、大変良い雰囲気の下で行われた。 (2) 李明博大統領は、1) 野田総理の来韓につき歓迎の意を述べるとともに、経済、安保、国際舞台での協力について、緊密に協力したい、2) 日韓間には時に難しいことがあるが、野田総理と共に未来に向かって協力したい旨の発言があった。これを受けて、野田総理より、1) ニューヨークでの首脳会談以来、早々に大統領と再会できて嬉しい、2) 今般の李明博大統領の訪米のご成功をお祝い申し上げる、3) 日韓両国は、共に米国の同盟国であり、基本的価値、東アジア地域の平和と繁栄の確保等の利益を共有している旨述べた。 (3) 両首脳は、日韓関係には時折難しい問題が起きることもあるが、両国が未来志向の考えの下、日韓関係全体に悪影響を及ぼすことがないよう、大局的な見地から協力していくことで一致した。
平成23年 12月18日	日本 (京都)	(1) 野田総理より、(1) 日韓両国は、共に米国の同盟国であり、基本的価値、東アジア地域の平和と繁栄の確保等の利益を共有している、(2) 大統領との個人的信頼関係、活発な国民レベルでの交流も基礎として、重層的で未来志向の日韓関係を構築していく、(3) 日本は、東日本大震災を受け、被災地との青少年交流を通じて日本再生に関する理解を増進する「キズナ強化プロジェクト」を立ち上げ、2013年3月末までに、韓国との間で約1300人規模の青少年交流を実施する旨述べた。李大統領は、グローバルな経済が暗く、不確実であり、北朝鮮等の問題がある時だからこそ、双方の意思疎通を強化し、地域・世界の関心事を手当てすることがいつにも増して重要である旨述べた。 (2) 図書の引渡しについて、野田総理は、引き渡し完了した図書を日韓友好の証として保存いただきたい、韓国における日本由来の文書へのアクセスが改善されることにより、日韓の文化交流が更に活発なものとなることを望む旨述べた。李大統領は、図書の引き渡しについての野田総理の努力に感謝している旨述べ、韓国における日本由来の文書へのアクセスは改善できるとみている旨述べた。 (3) 両首脳は、10月の会談で合意した「第2期日韓新時代共同研究プロジェクト」が順調に開始したことを歓迎し、また、両首脳は「第3期歴史共同研究プロジェクト」の開始に合意した。 (4) 慰安婦問題に関し、李大統領からは、この問題が解決されれば様々な問題の解決に資する、この問題解決のために真の勇気が必要である等、慰安婦問題の重要性、対処を求める話があった。野田総理からは、本件について我が国が一貫して明らかにしている法的立場に基づき、我が国の立場はご承知のとおりである旨述べた上、これまで我が国は人道面での努力を行ってきたし、これからも人道的見地から知恵を絞っていくことを伝えた。在韓国大使館の前に建設された碑に 関して、野田総理から李大統領に碑の建設は残念なことである旨伝え、早期に撤去するよう求めた。 (5) 野田総理は、日韓関係には日本側が提起している問題も含めて困難な問題があるが、日韓関係全体に悪影響を及ぼすことがないよう、大局的な見地から協力していきたい、シャトル外交を頻繁に行っていく旨述べ、李大統領から日韓間には様々な懸案があるが、個人的関係に基づき対話を行いたい、シャトル外交についても頻繁に行っていくことに同意する、今回のお招きに感謝し、京都の迎賓館には感銘を受けた旨述べた。 (6) 両首脳は軍事情報の交換の重要性について意見交換を行った。